

# 課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学籍番号 16DC1610  
氏名（本籍） 晋 涛（中国）  
学位の種類 博士（学術）  
報告番号 甲 第 131 号  
学位授与年月日 2024（令和 6）年 3 月 20 日  
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当  
論文題目 中国刑法の罪名に関する研究（中国刑法罪名研究）

審査委員  
主査 唐 燕霞   
副査 加治 宏基   
副査 松井 直之 

2024（令和 6）年 1 月 25 日  
愛知大学大学院中国研究科

## 審査の結果の要旨

本学中国研究科委員会の決定に基づいて、晋涛より提出された課程博士の学位申請論文、学位授与申請書および参考関連論文等関係資料により、2023年10月18日に予備審査を行った。「大学院博士の学位授与に関する内規」第7条の定めにより、以下の2項目について、審査委員の意見交換を行った。

(1)学位申請論文の予備審査および履歴事項、研究歴、業績目録について、十分評価できるという結論に至った。

(2)外国語についての試問は不要であるという結論に至った。

予備審査の結果、博士学位論文の基本的要件を満たしており、学位授与申請の受理を可とし、本審査への移行を可とする。

2024年1月25日14:00～16:00、名古屋校舎本館M406教室にて遠隔教学システムを使って、学位申請論文の本審査を順調に行った。

まず、晋涛より、学位申請論文の趣旨、問題意識、先行研究、研究目的、依拠した資料・データ及び論文の構成、本研究の学術的貢献と改善点などについて、説明がなされた。次に、審査委員による口頭試間に移り、質疑応答を行った。すべての質問に対し、晋涛より回答や説明がなされ、それらの答弁はいずれも審査委員全員を概ね納得させるものであった。

口頭試問が終了し、晋涛が退席した後、引き続き審査委員会において議論を重ね、以下の結論に至った。

本論文は中国刑法の罪名に対して、初めて系統的に研究を行った学位論文である。本論文では、刑法学の視点からドイツや日本、英米の刑法に関する既存の理論研究を比較検討し、中国の刑法理論を踏まえて、罪名研究に関する理論的枠組みを構築した。基礎理論、生成メカニズム、反省と再構築という経路に沿って罪名に対して系統的、全面的に分析した。

本論文は序章と結論以外に、基礎理論、生成メカニズム、反省と再構築という三つの部分、計10章から構成される。序章では、問題意識、研究背景を述べた後、先行研究をサーベイし、罪名研究の刑法学研究領域における周縁的存在を指摘し、罪名研究の重要性を強調すると同時に、罪名研究の理論的枠組みを構築した。さらに、本論文の学術的貢献を明示した。

基礎理論の部分は、第1章「罪名の概念、特徴、機能と構造」、第2章「罪名分類の推進」と第3章「選択性罪名の反省」から構成される。第1章では、罪名の概念、特徴、機能と構造について検討し、罪名の主たる機能は識別記号であり、法的規定を結びつけることであり、罪名にはそれなりの理論的体系があり、さらに刑法の規定と密接な関係を持っていると指摘した。

第2章では、罪名の分類について検討し、罪名の分層と分類を区別した。罪名の分層は犯罪行為と罪名の関係を示すものであり、罪名の分類は一定の基準に基づいて個別の罪名を配列したものである。

第3章では、「選択性罪名」に対して考察し、「選択性罪名」を併合罪としないことは「選択性罪名」の生成と適用を制限し、実質的に罪刑の均衡を阻害したと指摘した。「選択性罪名」は原則として併合罪とし、例外として併合罪としない主張をした。

生成メカニズムの部分は、第4章「罪名の生成原則」、第5章「一条一罪名原則」、第6章「罪名の生成根拠」と第7章「罪名の生成方法」から構成され、罪名の生成原則、生成根拠、生成方法に対して独創的な研究を行った。第4章では、罪名の生成原則について論じた。中国では、刑法の罪名に対して、最高人民法院と最高人民检察院が司法解釈し、「司法罪名（裁判において付される罪名）」を付けることが一般的である。しかし、「司法罪名」にはさまざまな問題が生じており、その

主な原因は罪名生成の原則を明確化していないからである。罪名生成の主な原則は「一条一罪名」原則、概略原則、テキスト原則、正確原則、協調原則の五つであると指摘した。

第5章では、罪名生成の最も重要な原則「一条一罪名」原則について検討した。一つの条文に一つの罪名を規定することは、罪名数をコントロールし、安定性を保障し、犯罪構成要件の認定、認識ミスの処理、死刑となる罪名の削減、刑法全体の改善、罪名表現の規範化などが向上されると指摘した。

第6章では、罪名の生成根拠について論じた。罪名は法条、罪状、犯罪構成要件と密接な関係を持っている。罪名は法条が規定している罪状に由来し、犯罪構成要件は犯罪が成立するための基準である。罪名の生成は刑法の犯罪に対する規定によって決められ、犯罪の観念は法条、罪状と犯罪構成要件によって決められる。罪名の生成メカニズムを検討するには、法条、罪状と犯罪構成要件の構造を明確化し、それらの罪名に対する制約を整理し、罪名生成の枠組み的根拠を明確にする必要があると主張した。

第7章では、罪名を規定する形式的基準、罪状に由来する罪名、罪名の体系性の保障という三つの側面から罪名生成の方法を検討した。条を単位として罪名を規定することが罪名の形式的な基準であり、罪名の体系性を保障することが罪名を生成する際の具体的な要求であると指摘した。

反省と再構築の部分は、第8章「司法罪名の吟味」、第9章「罪名の立法調整」と第10章「罪名の法定化」から構成され、「司法罪名」に対する反省を通して、立法罪名及び罪名の法定化の実現経路を検討した。第8章では、483個の「司法罪名」に対して詳細に検討し、一部の「司法罪名」には冗長、雑然などの問題点が存在していると指摘した。

第9章では、罪名の調整は立法と司法の両側面から行うべきであると主張した。

第10章では、罪名の法定化は刑法の立法レベルの向上、刑法の明確化の実現、刑法の適用促進に大きな意義を持っており、罪名の立法化を急速に進めるべきであると主張した。

本論文の評価できる点は以下の4点が挙げられる。

第一に、罪名に関する先行研究が少ない中、本論文は国内外の刑法に関する理論とパラダイムをサーベイした上で、独自の創造性のある理論的枠組みを構築した。その上で、基礎理論、生成メカニズム、反省と再構築という経路に沿って罪名を系統的、全面的に分析し、斬新性がある学位論文である。

第二に、2000年代初頭から、中国の罪名研究が発展はじめた頃は非伝統的安全保障化の議論が多くなされた時期と重なっている。社会変化にともない安全と犯罪の概念は変化しており、立法や司法において犯罪をいかに理解し分類したかというプロセスを解析した本研究の学術的意義は重要であり、大きな学術的貢献が確認できる。

第三に、具体的な事例を分析・検証した結果を踏まえて考察がなされ、事例を通して「司法罪名」の問題に対する検討を深め、刑法研究に新たな知見をもたらし、高度な学術的・社会的貢献をなすものである。

第四に、罪名の機能、分類や原則などに対する検証を通して新たな知見を獲得し、特に「一条一罪名」の原則を発見すると同時に、「司法罪名」の問題点を指摘し、これらの問題に対する立法上の調整とともに、刑法における罪名の法定化に対して政策的提言を行った。

口頭試問では、審査委員は晋涛論文の学術的貢献を評価すると同時に、以下のような指摘をした。第一に、晋涛論文では、中国刑法研究の分野においてどのような位置づけであるのか、各研究との関係性などが明らかにされていない。第二に、本研究において共産党による領導については検討せずに、全人代（立法）や国務院（行政）に関する論述に限定されている。また、近代国家「中国」の刑法制定に対する国際的影響という視点から、中華民国と中華人民共和国の刑法理念の連続性に対する考察はなされていない。刑法制定の起源とその「本土化」のプロセスを考察すると、晋涛の刑法研究に、新たな意義が加わると考える。第三に、中国の刑法は大陸法系の影響を受けているが、

今後より多くのドイツの文献を参照して検討を加えれば、研究はさらに深まるであろう。

以上を踏まえて、審査委員会において、一部問題点はあるものの、全員一致で晋涛論文は、中国の刑法罪名に関する重要かつ斬新性のある研究成果であることを認め、愛知大学大学院の博士学位授与論文の諸規定に定められた諸要件を満たしているという結論に至った。

以 上